

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則等の一部を改正
する規則のあらまし

- 1 四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則ほか2件の規則に基づく手続及び様式の使用について経過措置を定めます。
- 2 この規則は、平成29年4月1日から施行します。